

朝来市自治基本条例内部検証報告書について

1 検証の方法

朝来市自治基本条例のうち、総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものは検証対象外とし、各条文に対するこれまでの取組状況を調査し、①取組内容、②評価(「できている」、「概ねできている」、「一部できている」、「できていない」)、③方向性(「継続推進」「見直し推進」「その他」)、④改正(「必要」、「不要」)の区分に応じて朝来市自治基本条例検証報告書を取りまとめた。

2 朝来市自治基本条例内部検証報告書の概要

《集計結果》

【評価】 ①できている(12)、②概ねできている(14)、③一部できている(1)、④できていない(0)

【方向性】 ①継続推進(24)、②見直し推進(3)、③その他(0)

【改正】 ①必要(2) ②不要(25)

※検証対象外(9)

条	見出し	主な取組内容	所管課	評価	方向性	改正
前文		※検証対象外	-	-	-	-
第1章 総則						
第1条	目的	※検証対象外	-	-	-	-
第2条	定義	※検証対象外	-	-	-	-
第3条	まちづくりの基本原則	※検証対象外	-	-	-	-
第2章 まちづくりの主体						
第4条	市民の権利及び責務	※検証対象外	-	-	-	-
第5条	事業者の社会的責任	※検証対象外	-	-	-	-
第6条	市議会の役割及び責務	◆市政運営の監視 ◆議会機能の充実強化	議会事務局	できている	継続推進	不要
第7条	議員の責務	◆調査研修会の実施 ◆政策形成支援セミナー(但馬3市議会合同研修会)	議会事務局	できている	継続推進	不要
第8条	市長等の権限及び責務	※検証対象外	-	-	-	-
第9条	職員の責務(第1項)	◆研修の実施状況	総務課	概ねできている	継続推進	不要
	“(第2項)	◆地域担当職員制度の運用等	市民協働課	概ねできている	継続推進	不要
第3章 参画と協働						
第10条	参画と協働の推進(第1項)	※検証対象外	-	-	-	-
	“(第2項)	※第22条、第23条を参照	-	-	-	-
	“(第3項)	※検証対象外	-	-	-	-
第11条	意見公募制度	◆パブリックコメント ◆まちづくりフォーラム ◆ふれあい市長室 ◆ふれあいトーク	秘書広報課	概ねできている	継続推進	不要
第12条	審議会等の運営	◆公募基準の策定	総務課	できている	継続推進	不要
第13条	住民投票	◆住民投票の実施状況	総務課	できている	継続推進	不要
第4章 市民自治						
第14条	コミュニティの形成	◆区長会活動支援 ◆地域づくり支援事業の実施 ◆区集会施設整備支援事業	市民協働課	概ねできている	継続推進	不要
第15条	地域自治協議会の設立	◆地域自治協議会の取組み	市民協働課	概ねできている	継続推進	不要
第16条	まちづくり活動への支援	◆地域自治包括交付金制度 ◆地域担当職員制度 ◆地域おこし協力隊員の配置	市民協働課	概ねできている	継続推進	不要
第17条	生涯学習の推進	◆生涯学習の推進 ◆市民講座・教室の状況	生涯学習課	できている	継続推進	不要
第5章 市政運営						
第18条	総合計画	◆総合計画の策定	総合政策課	概ねできている	見直し推進	必要
第19条	財政運営	◆財政計画の作成及び公表 ◆予算及び決算、その他財政状況に関する情報の公表 ◆健全化判断指標の公表	財務課	できている	継続推進	不要
第20条	情報公開	◆情報公開制度の運用状況	総務課	概ねできている	継続推進	不要
第21条	情報提供	◆市広報紙の発行 ◆ホームページやSNSによる情報発信 ◆暮らしの便利帳の発行	秘書広報課	概ねできている	継続推進	不要
第22条	説明責任	◆施策形成説明等	総合政策課	一部できている	見直し推進	不要
第23条	行政評価	◆行政評価の実施	総合政策課	できている	継続推進	不要
第24条	行政手続	◆行政手続条例の運用状況	総務課	できている	継続推進	不要
第25条	個人情報の保護	◆個人情報保護制度の運用状況	総務課	概ねできている	継続推進	不要
第26条	法令遵守及び公益通報	◆法令遵守 ◆公益通報	総務課	できている	継続推進	不要
第27条	行政組織	◆組織改編 ◆臨時組織の設置	総務課	できている	継続推進	不要
第28条	危機管理	◆朝来市地域防災計画の改定 ◆危険箇所等、防災情報の周知・啓発 ◆自主防災組織への活動支援 ◆緊急時における情報伝達手段の整備	防災安全課	概ねできている	継続推進	不要
第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係						
第29条	国及び兵庫県との関係	◆国・県との連携	総合政策課	できている	継続推進	不要
第30条	他の地方公共団体等との連携	◆災害時相互応援協定の締結 ◆広域的協力、連携関係の樹立	防災安全課 総合政策課	概ねできている できている	継続推進 継続推進	不要 不要
第7章 この条例の位置付け						
第31条	最高規範性	◆他の例規との整合に係る取組状況	総務課	概ねできている	継続推進	不要
第32条	条例の見直し	◆自治基本条例の評価検証、見直し状況等	市民協働課	概ねできている	見直し推進	必要
附則						